

欧州連合司法裁判所，インターネット上の商標権侵害訴訟の国際裁判管轄について判示

2012年4月21日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は，4月19日，EUの各加盟国で登録された国内の商標権のインターネット上での侵害に関する訴訟をどの加盟国の裁判所で提起できるかについて，EU内の国際裁判管轄を規定する「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001」（ブラッセルI規則）を解釈する判決を下した（C-523/10）。

本件は，オーストリアに居住地を有しオーストリアで登録された商標を有するウィンターシュタイガー（Wintersteiger）社が，ドイツのトップレベル・ドメイン「.de」において当該登録商標と同一の用語をインターネット上の宣伝のためのキーワードとして登録していたドイツ企業 Product 4U 社に対して商標権の侵害に基づく差止を求めて，オーストリアの裁判所に訴訟を提起していたもの。

Product 4U 社は，ドイツのトップレベル・ドメイン「.de」がドイツ人利用者を対象としたものであること等を理由に，オーストリアの裁判所が国際裁判管轄を有していない旨の主張をしていた。これに対して，CJEU は，不法行為または準不法行為に関連する損害発生地においては訴訟を提起できる旨の規定をしているブラッセルI規則第5条(3)について解釈を行い，商標が登録された加盟国の裁判所または宣伝者の設立場所である加盟国の裁判所のどちらに商標権の侵害訴訟が提起されてもよいと判示した。

<本件の経緯>

ウィンターシュタイガー社は，オーストリアに設立された企業で，スキーおよびスノーボードの修理工具を交換部品やアクセサリーと共に製造し世界的に販売しており，1993年以来，同社はオーストリアの商標「Wintersteiger」の権利者であった。

一方，ドイツに設立された Products 4U 社は，同様に，スキーおよびスノーボードの修理工具を開発し販売していたが，それに加えて，特にウィンターシュタイガー社等の他の製造業者によって製造された工具用アクセサリーも販売していた。Products 4U 社が「Wintersteiger-Zubehör（ウィンターシュタイガーのアクセサリー）」と記載していたそれらのアクセサリーは，ウィンターシュタイガー社によって製造されたものでも許可を受けたものでもなかったが，ウィンターシュタイガー社と同様，Product 4U 社は世界中の拠点において事業を行い，オーストリアにおいても販売を行っていた。

2008年12月1日、Product 4U社は、Google社のインターネット上の参照サービスプロバイダーにより開発された広告システムにおいて、「Wintersteiger」をキーワード(アドワード: AdWord)として登録した。その登録はGoogle社のドイツのトップレベル・ドメイン「google.de」に限定されていたため、参照サービスの検索エンジンへキーワード「Wintersteiger」を入力したインターネット利用者は、最初の検索結果としてウィンターシュタイガー社へのリンクを受信することができた。

しかしながら、同一の用語によって検索を行うと、画面の右側の「広告」と題される部分にProduct 4U社の宣伝として「スキー・ワークショップ・アクセサリ」というテキストが表示され、これをクリックすると、Product 4U社のウェブサイト上の「Wintersteiger-Zubehör」の販売のページへアクセスされるようになっていた。ただし、Product 4U社は、Google社のオーストリアのトップレベル・ドメイン「google.at」においては、「Wintersteiger」の検索用語に関連するいかなる宣伝も登録していなかった。

ウィンターシュタイガー社は、Product 4U社は「google.de」上に当該宣伝を掲載することによってウィンターシュタイガー社のオーストリアの商標を侵害しているとして、オーストリアの裁判所に対して差止を求める訴訟を提起した。

ウィンターシュタイガー社は、当該訴訟を審理する裁判管轄の観点について、ブラッセルI規則第5条(3)を根拠とし、「google.de」はオーストリアにアクセス可能である点、および、参照サービスがドイツ語で構成されている点を主張した。これに対して、Product 4U社は、オーストリアの裁判所の国際裁判管轄について異議を唱え、「google.de」はドイツ人利用者のみを対象としたものであるから、問題とされている本件宣伝はドイツ人の顧客のみを意図したものであると主張した。

オーストリアの裁判所の第一審は、「google.de」がオーストリアにおいてインターネットを通じてアクセス可能であるとしても、Google社は国毎に特定したトップレベル・ドメインを提供しており、「google.de」のウェブサイトはドイツのみを対象としたものであるから、従って、オーストリアの裁判所はウィンターシュタイガー社によって提起された訴訟について裁判管轄を有していないと判断した。しかし、控訴審ではオーストリアの裁判所が国際裁判管轄を有すると判示した。

オーストリアの最高裁判所は、本件について、どのような条件の下で、国毎に特定されているトップレベル・ドメイン「.de」において運営されているウェブサイト上のオーストリアの商標「Wintersteiger」の使用による宣伝が、オーストリアの商標の使用に対する差止を求める訴訟を審理するために、ブラッセルI規則の第5条(3)によってオーストリアの裁判所に対して裁判管轄を与えることができるのかについて疑問を呈し、訴訟の審理を一時

中断して、CJEU へ対して質問を付託した。

<CJEU の判示事項の概要>

CJEU は、ブラッセル規則 I 第 5 条(3)の法解釈について次のとおり判示した。

民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則 (EC) 44/2001 の第 5 条(3)は、ある加盟国において登録された商標の侵害に関する訴訟は、他の加盟国の国毎の特定のトップレベル・ドメインにおいて運営されている検索エンジンのウェブサイト上での当該商標と同一のキーワードの宣伝者による使用に起因するときは、商標が登録された加盟国の裁判所または宣伝者の設立場所である加盟国の裁判所のどちらかに提起されてもよい、ということの意味するとして解釈されなければならない。

<参考：関連条文の仮訳>

ブラッセル I 規則 ((EC)No 44/2001)

第 5 条

加盟国に居住を有する者を他の加盟国において訴えてもよい：

(1)～(2) 略

(3) 有害な事案が生じたまたは生じる可能性のある場所の裁判所において、不法行為または準不法行為に関連する理由について；

(4)～(7) 略

－ CJEU の判決文は、以下参照 －

[JUDGMENT OF THE COURT \(First Chamber\)](#)

(以上)